

## 標準処理期間の未設定理由

番号 5

処 分 名	博物館資料の寄贈又は寄託の許可
根 拠 法 令 名	松山市立子規記念博物館資料取扱規則(昭和56年教委規則第4号)
条 項	第2条第3項
所 管 課	子規記念博物館

## 【標準処理期間を未設定とした理由】

## 【寄贈】

通常の場合、1カ月から6カ月程度ですが、資料の点数や内容などによって処理期間が変動するため標準処理期間を「未設定」としています。

## 【寄託】

通常の場合、3カ月から1年程度ですが、資料の点数や内容などによって処理期間が変動するため標準処理期間を「未設定」としています。